

生駒市教育委員会規則第 4 号

生駒市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 1 2 月 2 日

生駒市教育委員会教育長 原 井 葉 子

生駒市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

生駒市体育施設条例施行規則（平成元年 1 2 月生駒市教育委員会規則第 8 号）

の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号中「プール（生駒市井出山屋内温水プールを除く。）」を「イモ山公園プール」に改める。

別表中「滝寺公園プール」を削る。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。